

委託業務仕様書

1. 委託業務の名称

平成31年度 長崎港クルーズ客船C I Q補助業務委託

2. 委託業務の目的

本業務は、大型化が進むクルーズ客船の受入態勢を強化するため、法務省入国管理局（以下「入国管理局」という。）が実施する入国審査の補助業務を実施することにより、審査時間の迅速化及び乗船客の満足度向上を図ることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日 ～ 平成32年3月31日

4. 委託業務の内容

入国審査を要する大型クルーズ客船寄港時に、松が枝国際ターミナル内に必要な人員を配置し、入国審査の補助業務を実施する。

(1) 対象となるクルーズ客船

入国審査を要するクルーズ客船のうち、乗船客が概ね2千名を超える大型客船で、かつ、長崎県国際観光振興室が必要と認める場合を対象とする。

(2) 配置する人員数

ターミナル内に配置する人員数は4名程度を基本とし、乗船客数等により適宜増減するものとする。人員が確保できない場合等は、長崎県国際観光振興室との事前調整を行うものとする。

(3) 業務内容

乗船客が所有するパスポートコピーと入国管理局が発行する船舶観光上陸許可証の貼付業務を実施する。ただし、長崎県国際観光振興室からの指示により、乗船客のターミナル内での誘導等に従事することも可能とする。

(4) 業務時間

業務時間は、審査開始後概ね3時間程度を想定しているが、乗船客数や入国管理局が設定する審査時間等により適宜増減するものとする。また、クルーズ客船の入港時間の関係上、早朝となるケースも想定されるが、業務時間については柔軟に対応することとし、入港時間が変更となった場合等についても、規定の人員を配置できる体制を確保すること。審査時間が確保できない場合等は、長崎県国際観光振興室との事前調整を行うものとする。

5. 配置する人員の資格・能力等について

本業務の実施に際し、必要となる資格等はないが、乗船客は主に海外からの観光客となるため、外国語（英語、中国語など）の会話能力を有する者が望ましい。

また、配置する人員については、主となる者を選定のうえ、その他の人員についても可能な限り固定化するなど、本業務の円滑な実施に努めること。

なお、本業務に初めて従事する人員には、6（1）の研修内容等に関して事前に十分な説明を行い、必要な知識を習得したことを確認したうえで、従事させること。

6. その他

(1) C I Q手続きに係る基礎的知識等の習得

本業務の実施に当たり、C I Q関係者（入国管理局、税関、検疫）から基礎的知識の習得や注意事項を確認するための研修等を年1回以上実施することとする。

(2) 業務実施計画書の提出

業務実施に当たり、従事者の氏名・年齢（生年月日）・住所・電話番号・経歴等が記載された「業務実施計画書」を入港3日前までに長崎県国際観光振興室に提出し、承諾を得ること。変更の必要が生じた場合も同様とする。

(3) 業務日誌の提出

業務実施状況等を業務日誌に記録し、当該1ヶ月分をまとめて、その翌月に長崎県国際観光振興室に提出すること。なお、業務実施状況等を確認するため、長崎県国際観光振興室から随時に報告を求めることも可能とする。

(4) 服装

男性はスーツ、女性もこれに準じた服装を着用すること。また、本業務の従事者であることが判別できるよう腕章・ネクストラップ等を事前に作製し、身につけること。

(5) 個人情報の取扱い

本業務実施に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(6) C I Qエリアへの立ち入り

C I Qエリアへの立入許可申請等（入国管理局、税関、検疫及び長崎港湾漁港事務所）については、受託者により行うこととする。なお、長崎県国際観光振興室が本業務に必要と認めたもの以外の物品等のC I Qエリア内への持込や立入許可区域以外への立ち入りは禁止する。

(7) 業務実施に必要な手続きの流れ

①業務実施計画書を入港3日前までに長崎県国際観光振興室に提出し、承諾を得る。

②旅具検査場立入許可申請書及び従事者名簿を税関に提出し、入港前日までに許可証（ネクストラップ）を人数分受領

※許可証を当日忘れた場合は立入不可となるので、必ず持参すること。

③従事者名簿を上記②以外のC I Q関係者（入国管理局、検疫）及び長崎港湾漁港事務所に入港前日までに提出

※長崎港湾漁港事務所については、メール等で提出後、必ず同所に電話で提出した旨を連絡すること。

④入港当日、松が枝国際ターミナル第1ビル内で長崎港湾漁港事務所から制限区域一時立入許可証（ネクストラップ）を受領

※許可証受領の際、本人確認のため、パスポート又は運転免許証の提示が必要となるため、必ず持参すること。パスポート又は運転免許証のいずれも所持していない者を従事させる必要がある場合は、事前に長崎県国際観光振興室に申し出て、対応を協議すること。

⑤C I Qエリアに立ち入りのうえ、本業務を実施

⑥本業務が終了次第、当日中に、旅具検査場立入許可証と制限区域一時立入許可証を返還

(8) その他

本仕様書に記載のない事項については、長崎県国際観光振興室と協議のうえ、決定すること。